2025 年度⽇本地球化学会第 72 回年会時の保育⽀援にかかるガイドライン

2025.07.06

1. 保育⽀援の⽬的

2025年度⽇本地球化学会第 72回年会（以下「年会」）期間中に必要な保育⽀援を提供することで、育児中の研究者を⽀援し、年会参加希望者の年会参加を促すことを⽬的とする。

1. ⽀援⽅法

⽇本地球化学会（以下「学会」）は、年会時の保育⽀援を、以下の⽅法で実施する。

利⽤者が、年会参加のために、既存の保育施設もしくはベビーシッティングサービス等の保育⽀援サービスを利⽤した場合、利⽤料に対する補助を⾏う。なお、年会会場での保育ルームの設置はしない。

* + 年会会場近隣保育施設を利⽤した場合
  + 会場近隣でない（家の近隣等）保育施設を利⽤した場合
  + 休⽇の時間外保育
  + 年会参加のための延⻑保育（早朝および夜間）
  + 病児・病後児保育を利⽤した場合

ただし、通常保育の利⽤料は適⽤外とする。

1. 対象者

年会に参加する際に⼦の保育が必要である会員を補助対象とする。保育を受ける⼦の年齢制限は特に定めないが、⽬安として⼩学校 3 年⽣以下とする。

1. 補助額、上限等

利⽤者への補助額は、年会後に決定する。最⼤で、補助対象項⽬に掛かった費⽤の 5 割（10 円単位切り上げ）とし、補助上限額は⼦⼀⼈・⼀⽇につき 8,000 円(\*1)とする。 ただし、下記のような場合は補助の対象とならない。

・科研費等での⽀払い

・家族、親族への預け保育補助⾦は、学会⼀般会計から保育⽀援経費として⽀出される。申込数が想定を超えた場合は補助額が減額となる可能性がある。

1. 補助対象項⽬

保育料を対象とする。 オムツ代・⾷事代・ミルク代・おやつ代・⼊会⾦もしくは登録料は対象外とする。但し、保育施設の料⾦システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含める。また、利⽤者がやむなく傷害保険等に加⼊していない保育施設を選び、利⽤者⾃ら保険に加⼊した場合は、保険料を補助額の算定に含める。

1. 補助期間 年会初⽇から年会最終⽇までの期間（2025 年 9 ⽉ 17~19 ⽇）とする。 但し、年会前⽇もしくは最終⽇の翌⽇に開催される年会関連の研究会、講演会に参加する場合も対象とする。

1. 事故・トラブルについて
   * 保育⽀援の利⽤の前提として、保険加⼊の保育施設を選ぶことを要請するが、利便性等を考えて選んだ保育施設が保険未加⼊の場合は、利⽤者が⾃ら保険に加⼊し、

⼦を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。

* + 保育施設での事故等に関して、学会は責任を負わない。
  + 保育施設への移動中または保育施設からの移動中の事故等に関して、学会は責任を負わない。

1. 申請⽅法 保育施設の予約は利⽤者各⾃で取る。

利⽤後、下記の証明書類を学会事務局まで送付する（送付先は申請書ファイル参照）。

・領収書（原本）（⽇付、開始時間、終了時間、利⽤者名、保育施設名を記載）

・保育記録のコピー（ある場合）・振込⼝座情報を記載した申請書

\*上記書類の提出は、保育施設利⽤後 2 週間以内に⾏う。

1. 利⽤状況の報告 来年度の保育⽀援の参考資料とするため、庶務幹事は、年会終了後速やかに、利⽤者数・各利⽤者が預けた⼦の⼈数・利⽤⽇数・利⽤施設名・⾦額（保育料．実際に掛かった額と補助額の両⽅）を理事会に報告する。

（\*１）参考

⼦ 1 ⼈に対して 1 ⽇につき、補助上限額を 8000 円とする根拠

［2,000 円/時間×8 時間］×補助割合（2 分の 1）= 8,000 円

以上